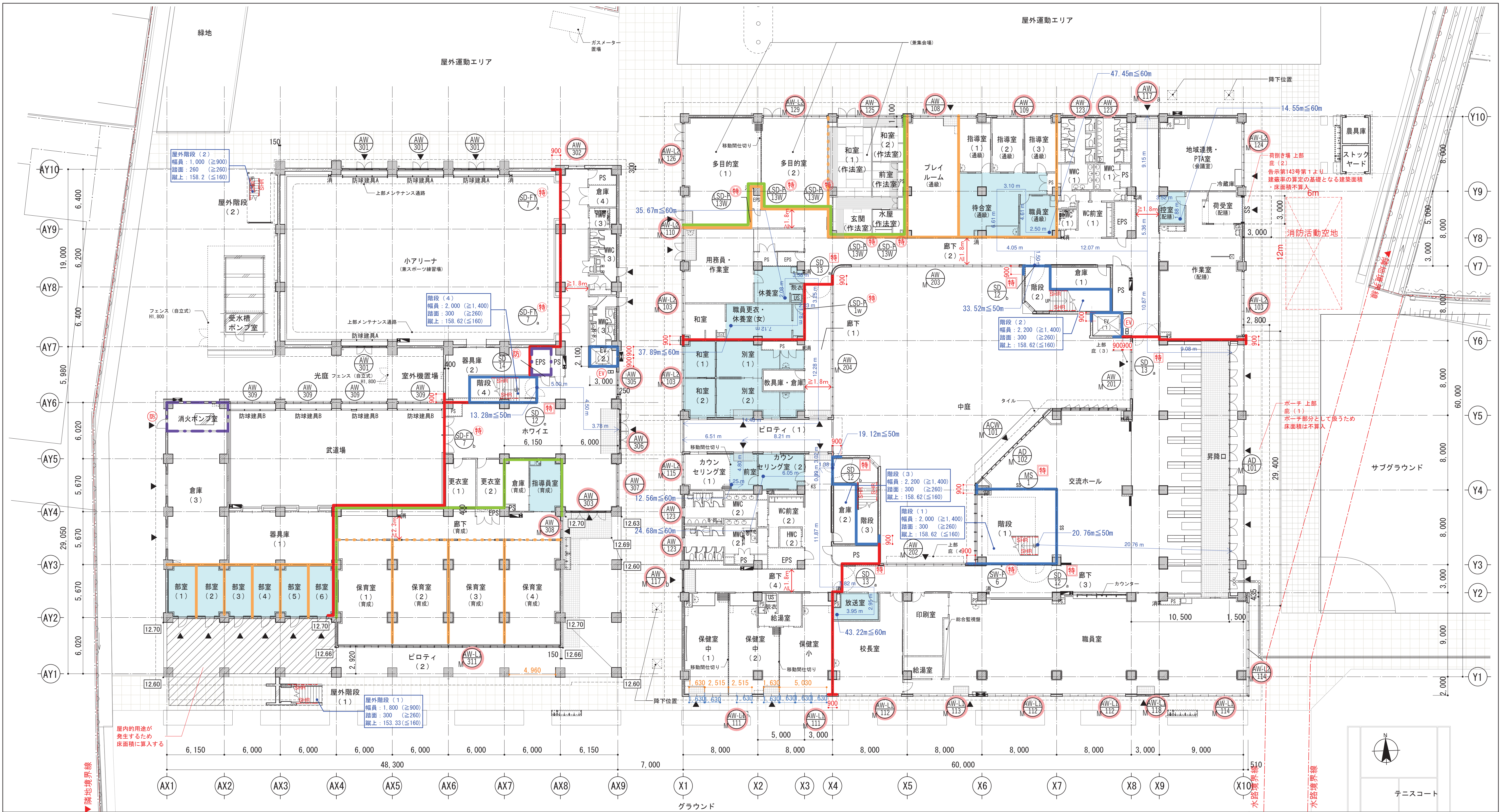
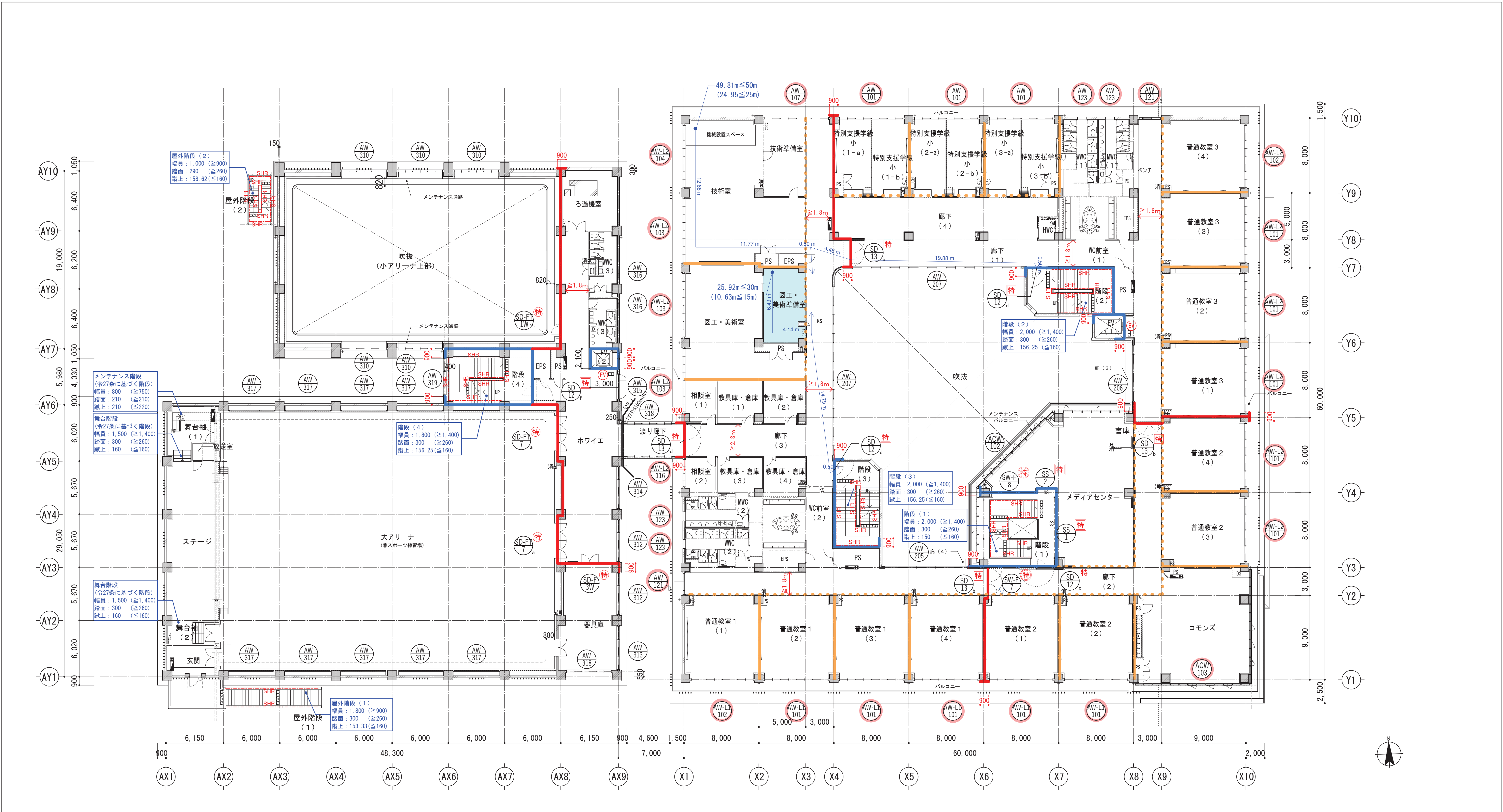
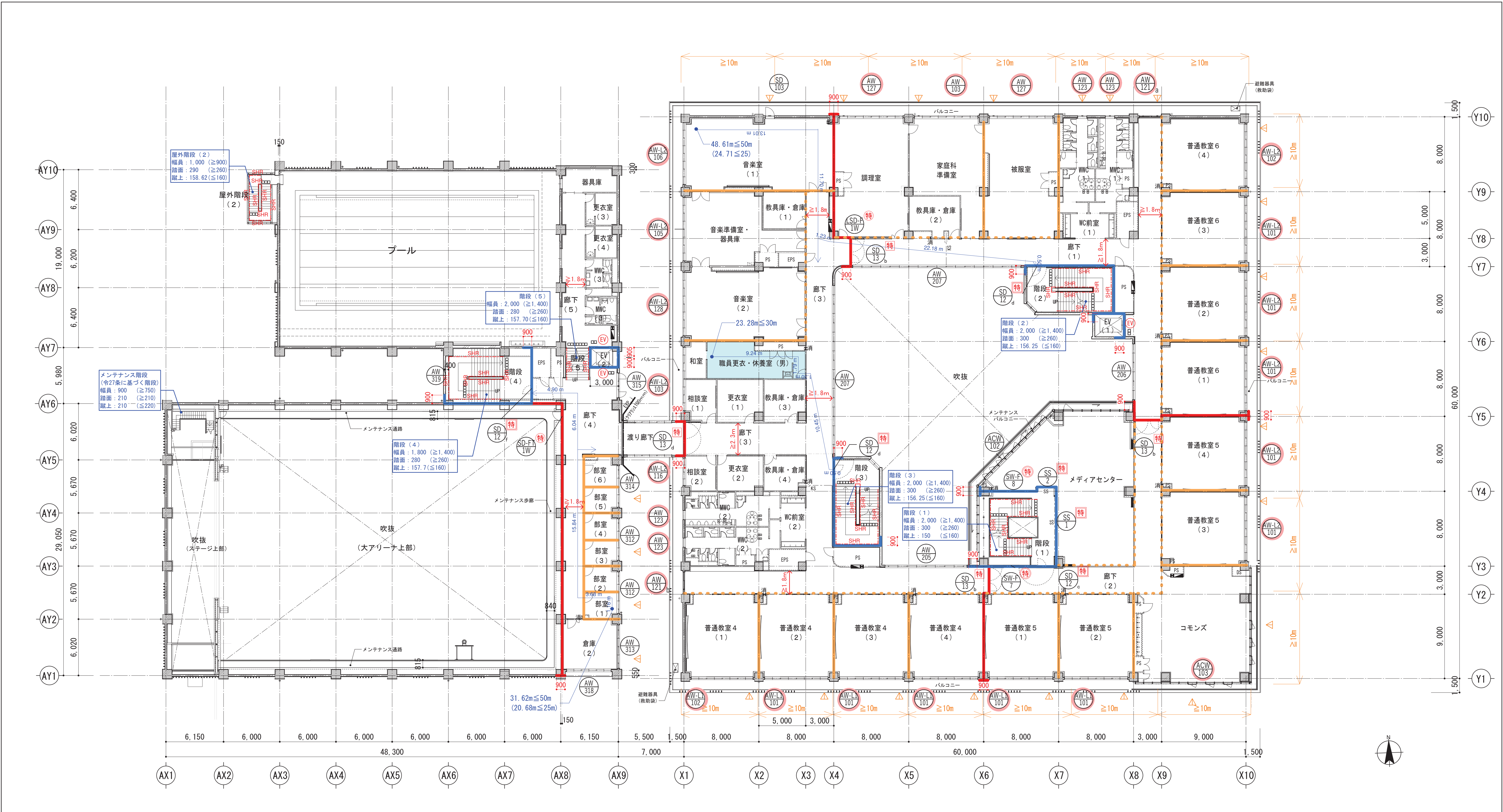




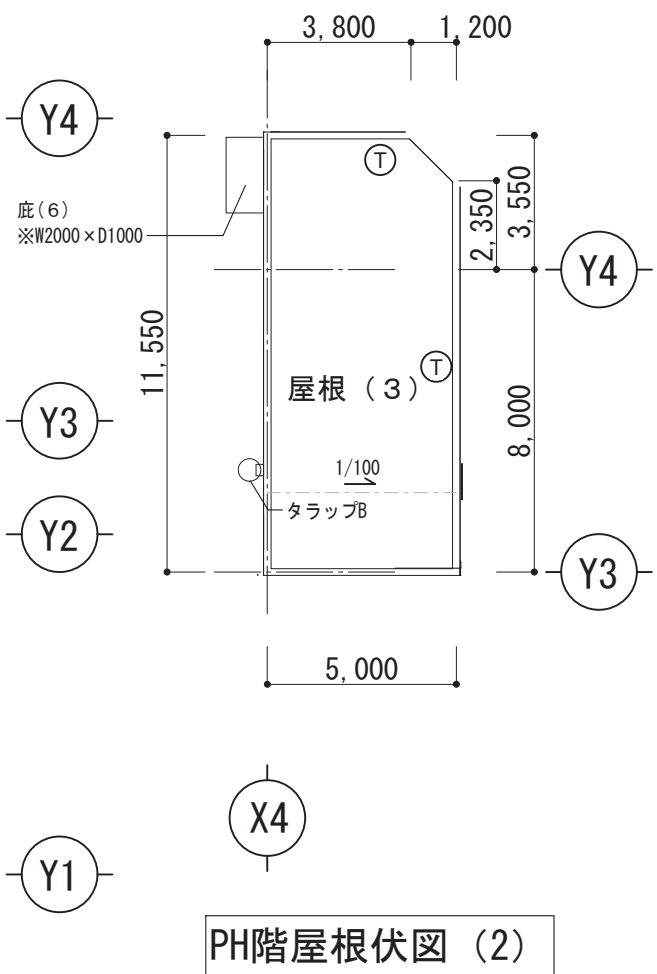
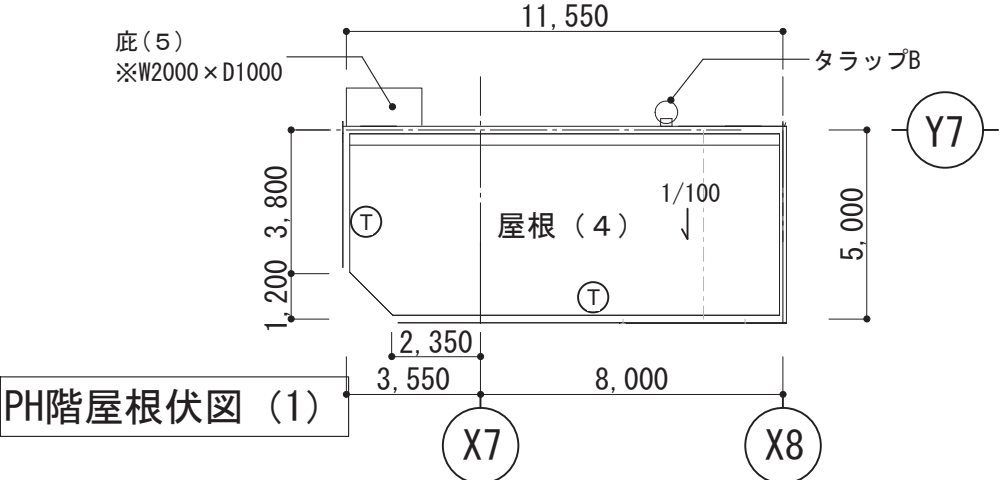
■凡例										■特記事項																			
〈一般〉			〈法令〉			〈防火設備〉※特記なき限り告示又は大臣認定番号は建具表による			〈消防関係〉			〈雑〉			※1 各区画壁の構造は[申-07 耐火リスト ①間仕切り]に示す構造とする。 ※2 令112条16項の袖壁部分には開口部はないものとする。 ※3 代替進入口の開口部は外部から進入可能な構造とする ※4 法35の3に基づき採光無窓居室に対し、区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造るものとする。 ※5 階段(1)(2)(3)(4)、屋外階段(1)(2)は直通階段とする。 ただし、そのうち階段(2)(3)は消防法により避難階段とする。														
▲	出入口位置		△	代替進入口 ※3		特	随時閉鎖式特定防火設備(遮煙)		— ● —	消防不燃区画		☒	床下点検口																
〈区画〉※1,2			— / / / —	延焼のおそれのある範囲を示す		特	随時閉鎖式特定防火設備		キュービクル：			●	マンホール																
—	防火区画 (面積区画兼堅穴区画)		消	消火器 (置式) [M]		特	常時閉鎖式特定防火設備 (遮煙)		収容人数			斜線	設備基礎 (W×D)																
—	防火区画 (面積区画)		消	消火器 (埋込)		特	常時閉鎖式特定防火設備		1F： 805人			灯	タラップA (自立式、背かご付)																
—	令114条区画		消	消火器一体型屋内消火栓 [M]		防	随時閉鎖式防火設備(遮煙)		2F： 1520人			灯	タラップB (壁持出し、背かご付)																
—	天井裏 令114条区画		消	屋外消火栓 [M]		防	随時閉鎖式防火設備		3F： 778人			斜線	点検用歩廊																
—	異種用途区画		消	視覚障害者誘導用点状ブロック (注意喚起)		防	常時閉鎖式防火設備(遮煙)		4F： 745人			丸	丸環																
			消	視覚障害者誘導用点状ブロック (注意喚起)		防	常時閉鎖式防火設備		AW 101			HR	手摺																
			消	避難距離(経路)		防	常時閉鎖式防火設備 (EV扉)					KS	階段手摺(1段)H:850																
			消	法35の3に基づき採光無窓居室 ※4		EV	認定番号：CAS-1072(2)同等品					SS	横引き管理シャッター																
株式会社 類設計室										図面No. M-105																			
一級建築士事務所										1階平面図 (法と件図) (参考図)																			
本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-2222										縮尺 A1：1/200																			
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F 03-5713-1010										A3：1/400																			
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-6666																													
設計			一級建築士 大臣登録第311846号			構造設計一級建築士 第5621号 一級建築士 大臣登録第235240号			設備設計一級建築士 第4707号 一級建築士 大臣登録第358739号			担当			作成			工事名称											
			齊藤 直			廣重 圭一			鈴木 邦彦			第1回			第2回			(仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事											
												第3回																	

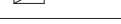
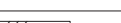


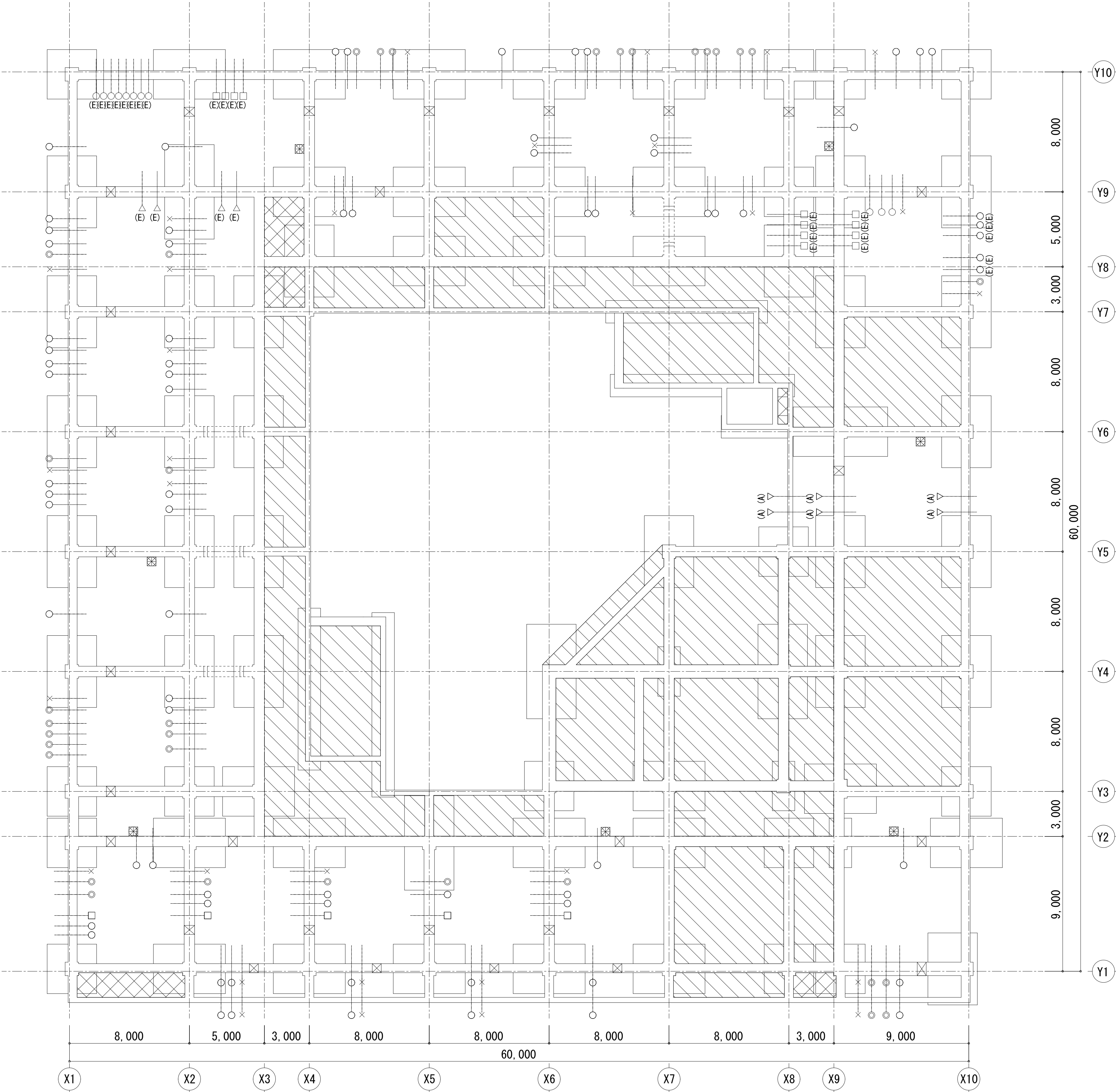
■凡例				■特記事項							
〈一般〉		〈法令〉		〈防火設備〉※特記なき限り告示又は大臣認定番号は建具表による		〈消防関係〉		〈雑〉			
▲	出入口位置	△	代替進入口 ※3	特	随時閉鎖式特定防火設備(遮煙)	— ● —	消防不燃区画	⊠	床下点検口	※1 各区画壁の構造は[中-07 耐火リスト ①間仕切り]に示す構造とする。	
		— / / / —	延焼のおそれのある範囲を示す	特	随時閉鎖式特定防火設備	キュービクル：		●	マンホール	※2 令112条16項の袖壁部分には開口部はないものとする。	
〈区画〉※1,2		消	消火器（置式） [M]	特	常時閉鎖式特定防火設備（遮煙）	収容人数		▨	設備基礎（W×D）	※3 代替進入口の開口部は外部から進入可能な構造とする	
防火区画（面積区画兼縦穴区画）		消	消火器（埋込）	特	常時閉鎖式特定防火設備	1F： 805人		⌒	タラップA（自立式、背かご付）		
防火区画（面積区画）		消	消火器一体型屋内消火栓 [M]	防	随時閉鎖式防火設備(遮煙)	2F： 1520人		⌒	タラップB（壁持出し、背かご付）	※4 法35の3に基づき採光無窓居室に對し、区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造るものとする。	
令114条区画		消	屋外消火栓 [M]	防	随時閉鎖式防火設備	3F： 778人		⊠	点検用歩廊		
天井裏 令114条区画		□	視覚障害者誘導用点状ブロック(注意喚起)	防	常時閉鎖式防火設備(遮煙)	4F： 745人		⊠	丸環	※5 階段1)(2)(3)(4)、屋外階段1)(2)は直通階段とする。ただし、そのうち階段2)(3)は消防法により避難階段とする。	
異種用途区画		□	視覚障害者誘導用点状ブロック(注意喚起)	防	常時閉鎖式防火設備	AW 101	消防法：有無窓判定に採用している建具	HR	手摺		
		→ 3.10m	避難距離(経路)	EV	常時閉鎖式防火設備（EV扉）			SHR	階段手摺(1段)H:850		
			法35の3に基づき採光無窓居室 ※4		認定番号：CAS-1072(2)同等品			KS	横引き管理シャッター		
								SS	シャッター		
株式会社 類設計室				設計		担当		作成		図面No.	
一級建築士事務所				一級建築士 大臣登録第311846号		構造設計一級建築士 第5621号 一級建築士 大臣登録第235240号		設備設計一級建築士 第4707号 一級建築士 大臣登録第358739号		M-106	
本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル				齊藤 直		廣重 圭一		鈴木 邦彦		図面名称	
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F										2階平面図（法与件図）（参考図）	
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル										縮尺 A1：1/200 A3：1/400	



■凡例										■特記事項														
〈一般〉			〈法令〉			〈防火設備〉※特記なき限り告示又は大臣認定番号は建具表による			〈消防関係〉			〈雑〉			※1 各区画壁の構造は[申-07 耐火リスト ①間仕切り]に示す構造とする。 ※2 令112条16項の袖壁部分には開口部はないものとする。 ※3 代替進入口の開口部は外部から進入可能な構造とする ※4 法35の3に基づき採光無窓居室に対し、区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造るものとする。 ※5 階段(1)(2)(3)(4)、屋外階段(1)(2)は直通階段とする。 ただし、そのうち階段(2)(3)は消防法により避難階段とする。									
▲	出入口位置		△	代替進入口 ※3		特	随時閉鎖式特定防火設備(遮煙)		— ● —	消防不燃区画		☒	床下点検口											
			— / / / —	延焼のおそれのある範囲を示す		特	随時閉鎖式特定防火設備		キュービクル：		●	マンホール												
〈区画〉※1,2			消	消火器（置式） [M]		特	常時閉鎖式特定防火設備（遮煙）		収容人数		☐	設備基礎（W×D）												
防火区画（面積区画兼縦穴区画）			消	消火器（埋込）		特	常時閉鎖式特定防火設備		1F： 805人	2F： 1520人 3F： 778人 4F： 745人	☐	タラップA（自立式、背かご付）												
防火区画（面積区画）			消	消火器一体型屋内消火栓 [M]		防	随時閉鎖式防火設備(遮煙)				タラップB（壁持出し、背かご付）													
令114条区画			消	屋外消火栓 [M]		防	随時閉鎖式防火設備				点検用歩廊													
天井裏 令114条区画			☐	視覚障害者誘導用点状ブロック(注意喚起)		防	常時閉鎖式防火設備(遮煙)		AW 101	消防法：有無窓判定に採用している建具	Ⓣ	丸環												
異種用途区画			☐	視覚障害者誘導用点状ブロック(注意喚起)		防	常時閉鎖式防火設備					手摺												
			→ 3.10m →	避難距離(経路)		防	常時閉鎖式防火設備					階段手摺(1段)H:850												
				法35の3に基づき採光無窓居室 ※4		EV	常時閉鎖式防火設備（EV扉） 認定番号：CAS-1072(2)同等品				— KS —	横引き管理シャッター												
											— SS —	シャッター												
株式会社 類設計室										図面No. M-107														
一級建築士事務所										3階平面図（法と件図）（参考図）														
本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-2222										図面名称 3階平面図（法と件図）（参考図）														
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F 03-5713-1010										縮尺 A1：1/200 A3：1/400														
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-6666																								
設計 一級建築士 大臣登録第311846号																								
構造設計一級建築士 第5621号 一級建築士 大臣登録第235240号																								
設備設計一級建築士 第4707号 一級建築士 大臣登録第358739号																								
担当 齊藤 直																								
重慶 圭一																								
鈴木 邦彦																								



■凡例										■特記事項									
〈一般〉			〈法令〉			〈防火設備〉※特記なき限り告示又は大臣認定番号は建具表による			〈消防関係〉			〈雑〉			※1 各区画壁の構造は[中-07 耐火リスト ①間仕切り]に示す構造とする。				
▲	出入口位置			代替出入口 ※3			随時閉鎖式特定防火設備(遮煙)			消防不燃区画			床下点検口						
				延焼のおそれのある範囲を示す			随時閉鎖式特定防火設備		キュービクル：					マンホール		※2 令112条16項の袖壁部分には開口部はないものとする。			
〈区画〉※1,2				消火器（置式） [M]			常時閉鎖式特定防火設備（遮煙）		収容人数					設備基礎（W×D）		※3 代替出入口の開口部は外部から進入可能な構造とする			
	防火区画（面積区画兼壁六区画）			消火器（埋込）			常時閉鎖式特定防火設備		1F： 805人		2F： 1520人			タラップA（自立式、背かご付）					
	防火区画（面積区画）			消火器一体型屋内消火栓 [M]			随時閉鎖式防火設備(遮煙)		3F： 778人					タラップB（壁持出し、背かご付）		※4 法35の3に基づき採光無窓居室に対し、区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造るものとする。			
	令114条区画			屋外消火栓 [M]			随時閉鎖式防火設備		4F： 745人					点検用歩廊					
	天井裏 令114条区画			視覚障害者誘導用点状ブロック(注意喚起)			常時閉鎖式防火設備(遮煙)				消防法：有無窓判定に採用している建具			丸環		※5 階段(1)(2)(3)(4)、屋外階段(1)(2)は直通階段とする。 ただし、そのうち階段(2)(3)は消防法により避難階段とする。			
	異種用途区画			視覚障害者誘導用点状ブロック(注意喚起)			常時閉鎖式防火設備							横引き管理シャッター					
				避難距離(経路)			常時閉鎖式防火設備（EV扉）							階段手摺(1段)H:850					
		避難距離(経路)		認定番号：CAS-1072(2)同等品			シャッター												
				法35の3に基づき採光無窓居室 ※4															
株式会社 類設計室										図面No. M-109									
一級建築士事務所										R階平面図（法と件図）（参考図）									
本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-2222										図面名称 R階平面図（法と件図）（参考図）									
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F 03-5713-1010										縮尺 A1：1/200 A3：1/400									
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-6666																			



特記無き限り、梁貫通孔サイズは下記とする。

記号	貫通孔サイズ	記号	貫通孔サイズ
	100φ		250φ
	125φ		300φ
	150φ		350φ
	175φ		人通口 (600φ)
	200φ	通気管・通水管位置は意匠図による	

特記無き限り機械スリーブを示し、
() 内の Eは電気スリーブ、
() 内の Aは雨水スリーブを示す。
() 内の WはRC壁のスリーブを示す。
() 機械スリーブ以外が RC壁のスリーブの場合は、(A/W) のように示す。

φ	個数
ビット	
100	11
125	31
150	74
175	34
200	12
250	5
300	4
350	6
ビット： 177	

株式会社 類設計室
一級建築士事務所

本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル

06-6305-2222
03-5713-1010
06-6305-6666

設計
一級建築士 大臣登録第 311846号
齊藤 直

構造設計一級建築士 第 5621号
一級建築士 大臣登録第 235240号
廣重 圭一

設備設計一級建築士 第 4707号
一級建築士 大臣登録第 358739号
鈴木 邦彦

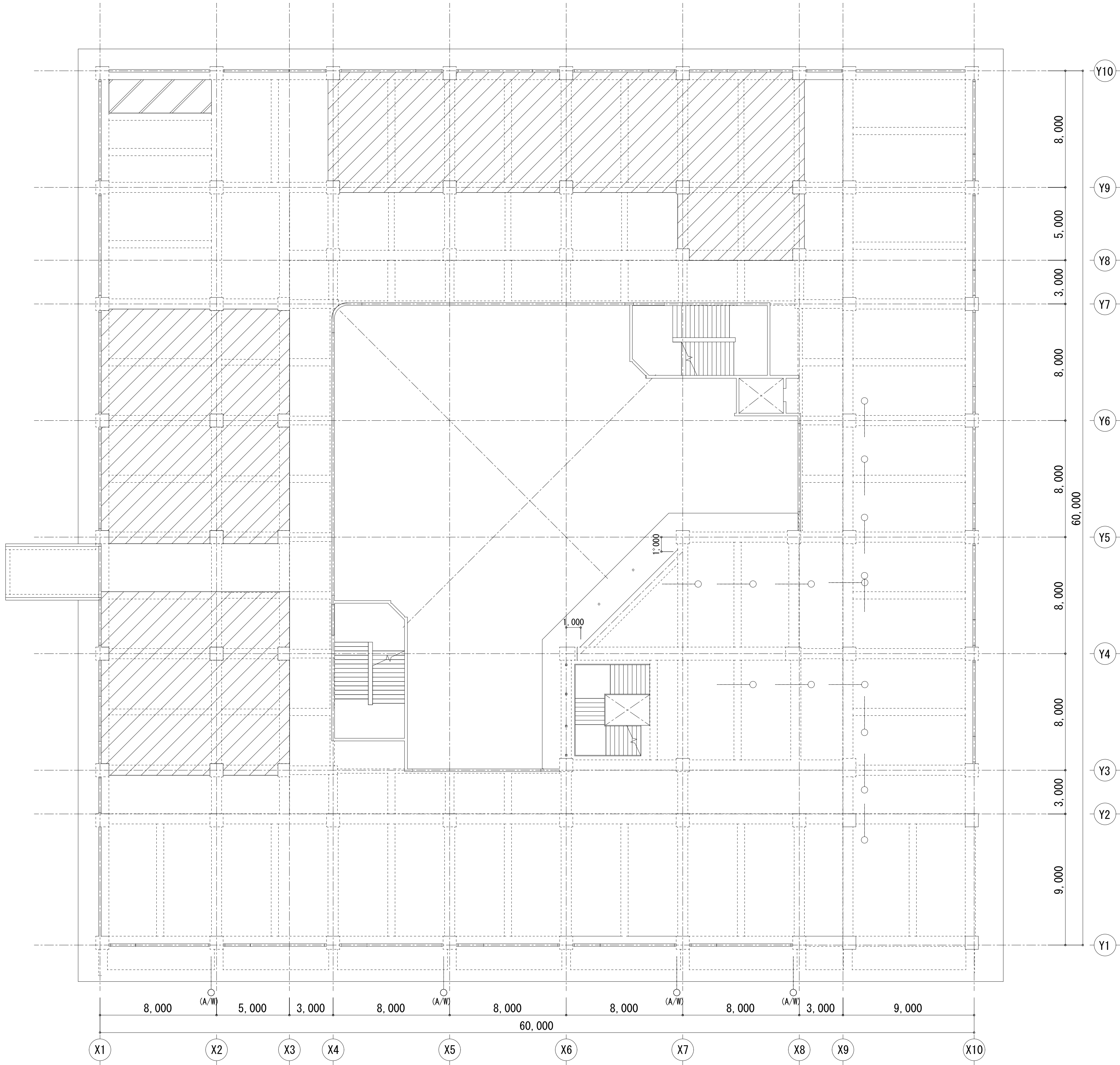
担当
廣重 圭一
松本 翔
中原 裕亮

作成
第 1 回
第 2 回
第 3 回

工事名称 (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
図面名称 校舎棟 1 階梁スリーブ図 (参考図)

縮尺 A1: 1/150
A3: 1/300

図面No.
M-110



特記無き限り、梁貫通孔サイズは下記とする。			
記号	貫通孔サイズ	記号	貫通孔サイズ
	100φ		250φ
	125φ		300φ
	150φ		350φ
	175φ		人通口(600φ)
	200φ	通気管・通水管位置は意匠図による	

特記無き限り機械スリーブを示し、
() 内の Eは電気スリーブ、
() 内の Aは雨水スリーブを示す。
() 内の WはRC壁のスリーブを示す。
() 機械スリーブ以外が RC壁のスリーブの場合は、(A/W) のように示す。

Φ	個数
2FL	
100	14
150	4
2FL: 18	
図面No. M-111	

株式 類設計室
一級建築士事務所

本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-2222
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F 03-5713-1010
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-6666

設計 一級建築士 大臣登録第 311846号
齊藤 直

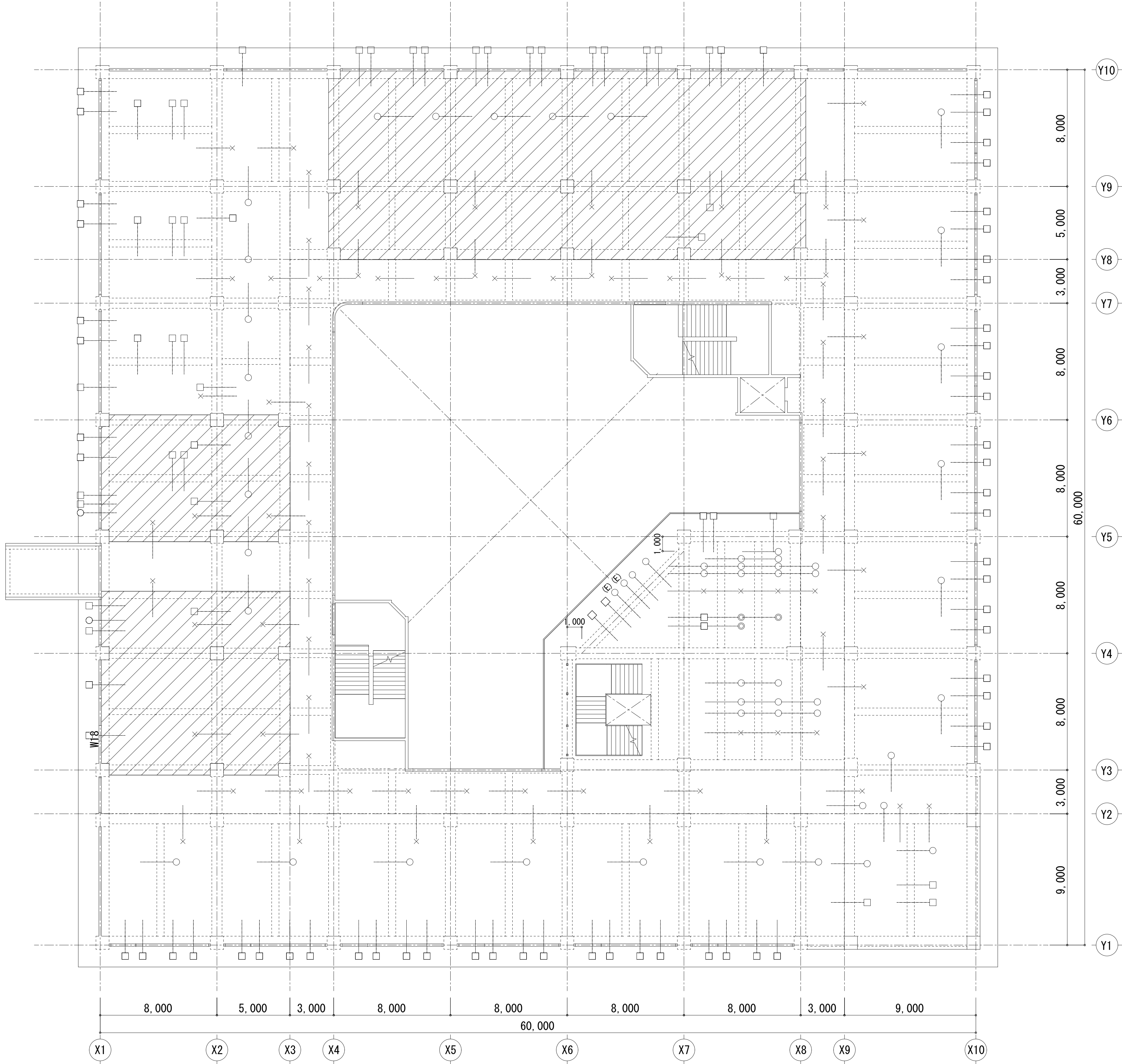
構造設計一級建築士 第 5621号
一級建築士 大臣登録第 235240号
廣重 圭一

設備設計一級建築士 第 4707号
一級建築士 大臣登録第 358739号
鈴木 邦彦

担当 廣重 圭一
松本 翔
中原 裕亮

作成
第 1 回
第 2 回
第 3 回

工事名称 (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
図面名称 校舎棟2階梁スリーブ図 (参考図) 縮尺 A1: 1/150
A3: 1/300



特記無き限り、梁貫通孔サイズは下記とする。			
記号	貫通孔サイズ	記号	貫通孔サイズ
	100φ		250φ
	125φ		300φ
	150φ		350φ
	175φ		人通口 (600φ)
	200φ	通気管・通水管位置は意匠図による	

特記無き限り機械スリーブを示し、
() 内の Eは電気スリーブ、
() 内の Aは雨水スリーブを示す。
() 内の WはRC壁のスリーブを示す。
() 機械スリーブ以外が RC壁のスリーブの場合は、(A/W) のように示す。

φ	個数
3FL	
100	54
125	80
150	2
175	3
200	36
250	71
3FL: 246	

株式会社 類設計室
一級建築士事務所

本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-2222
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F 03-5713-1010
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-6666

設計 一級建築士 大臣登録第 311846号
齊藤 直

構造設計一級建築士 第 5621号
一級建築士 大臣登録第 235240号
廣重 圭一

設備設計一級建築士 第 4707号
一級建築士 大臣登録第 358739号
鈴木 邦彦

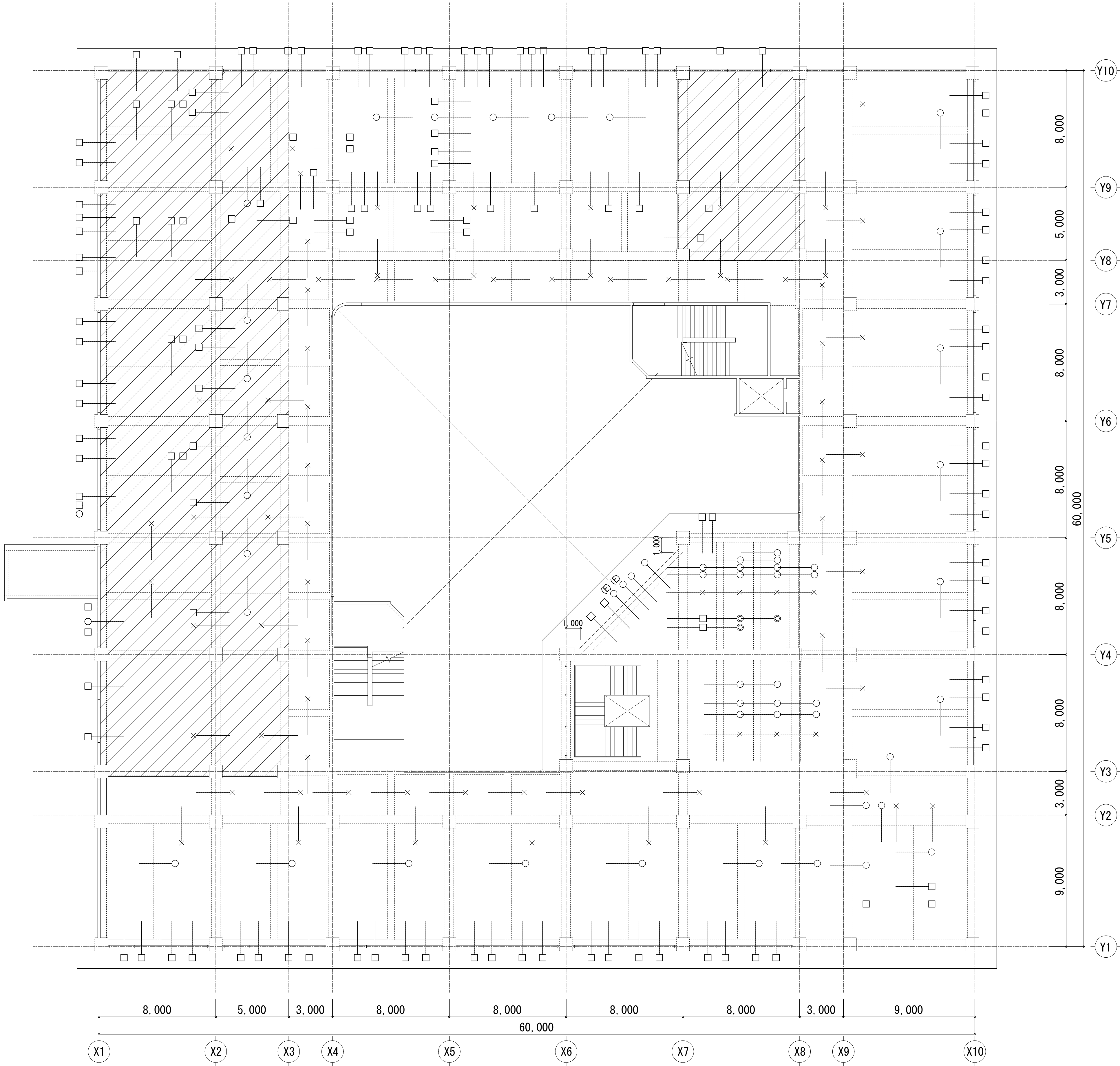
担当 廣重 圭一
松本 翔
中原 裕亮

作成
第 1 回
第 2 回
第 3 回

工事名称 (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
図面名称 校舎棟3階梁スリーブ図 (参考図)

縮尺 A1: 1/150
A3: 1/300

図面No. M-112



特記無き限り、梁貫通孔サイズは下記とする。

記号	貫通孔サイズ	記号	貫通孔サイズ
—○	100φ	—□	250φ
—×	125φ	—◁	300φ
—○	150φ	—▷	350φ
—●	175φ	◻	人通口(600φ)
—□	200φ	通気管・通水管位置は意匠図による	

特記無き限り機械スリーブを示し、
() 内の Eは電気スリーブ、
() 内の Aは雨水スリーブを示す。
() 内の WはRC壁のスリーブを示す。
() 機械スリーブ以外が RC壁のスリーブの場合は、(A/W) のように示す。

Φ	個数
4FL	
100	53
125	80
150	2
175	3
200	33
250	109
4FL: 280	

株式会社 類設計室
一級建築士事務所

本社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-2222
東京事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビル4F 03-5713-1010
大阪事務所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-2 類ビル 06-6305-6666

設計 一級建築士 大臣登録第311846号
齊藤 直

構造設計一級建築士 第5621号
一級建築士 大臣登録第235240号
廣重 圭一

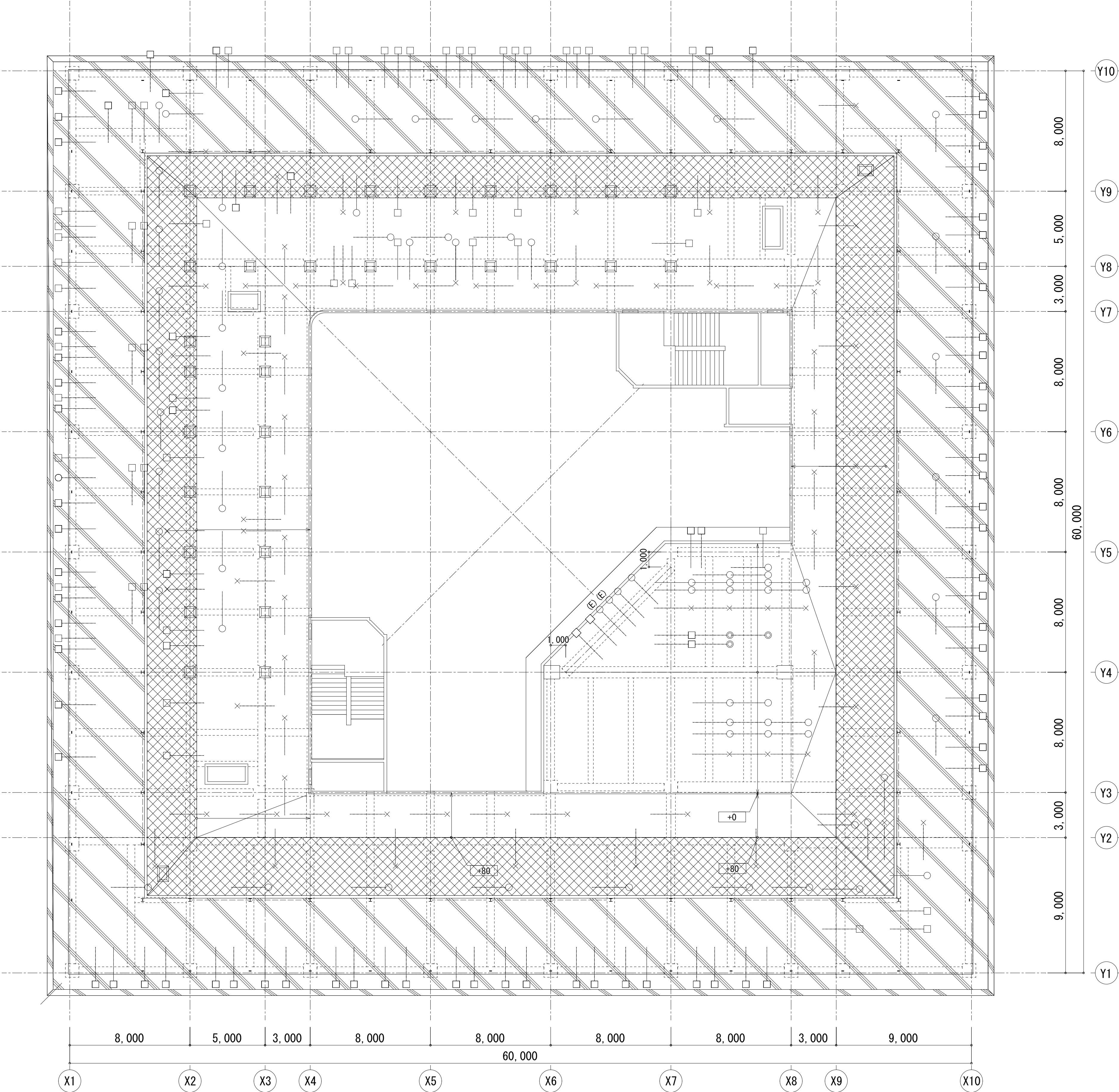
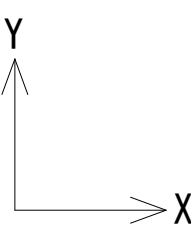
設備設計一級建築士 第4707号
一級建築士 大臣登録第358739号
鈴木 邦彦

担当 廣重 圭一
松本 翔
中原 裕亮

作成
第1回
第2回
第3回

工事名称 (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
図面名称 校舎棟4階梁スリーブ図(参考図) 縮尺 A1: 1/150
A3: 1/300

図面No. M-113

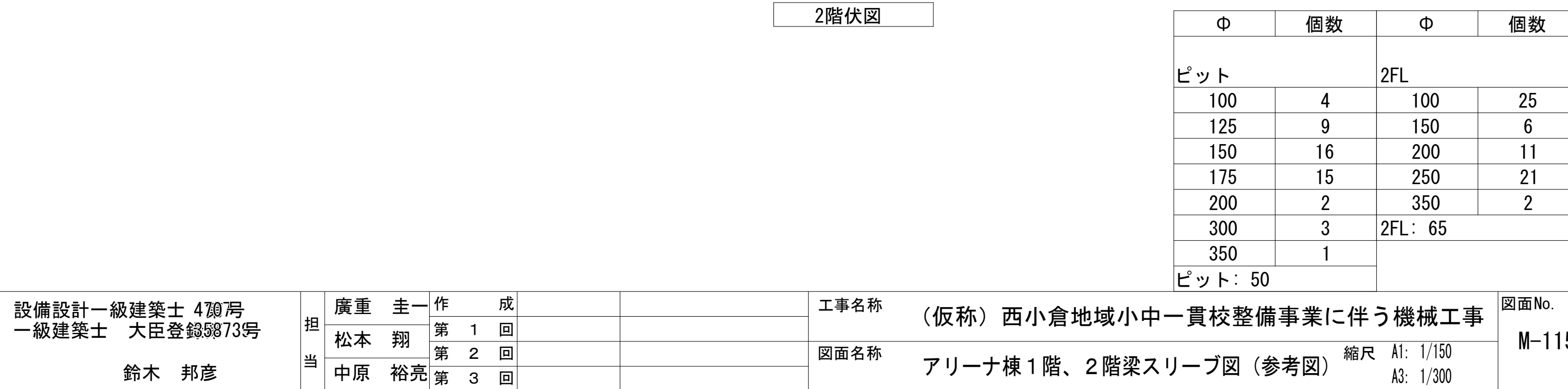
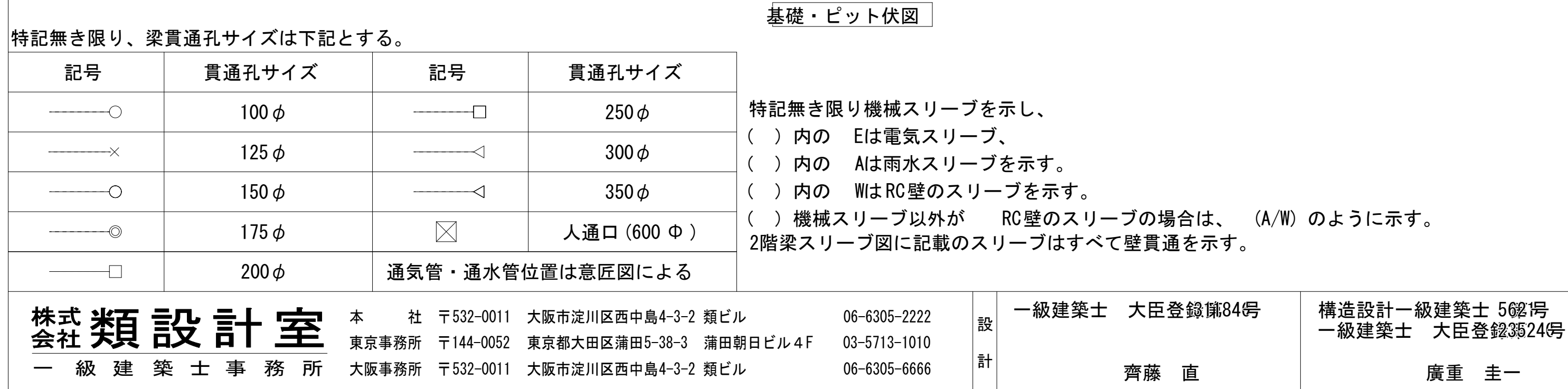


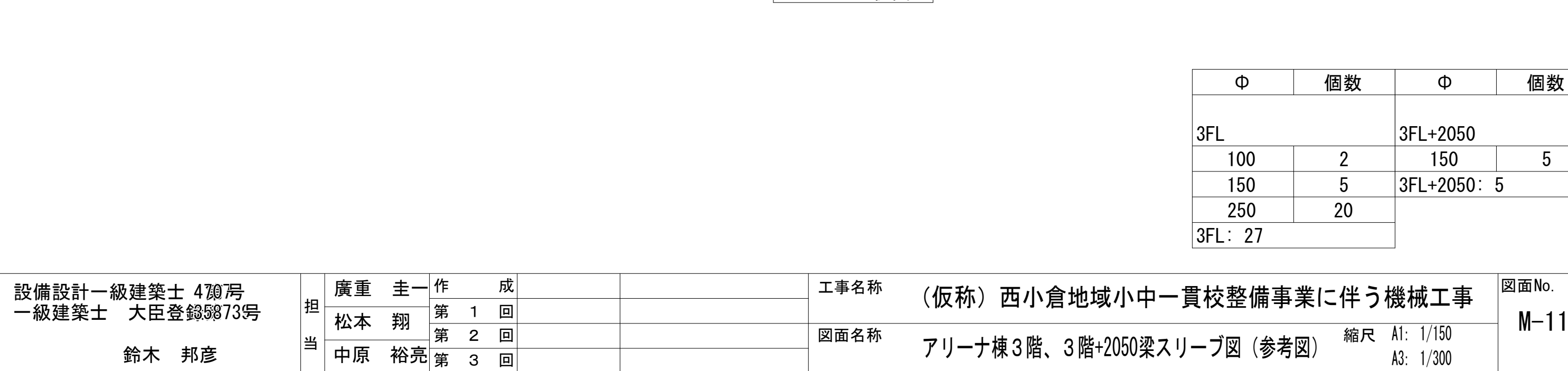
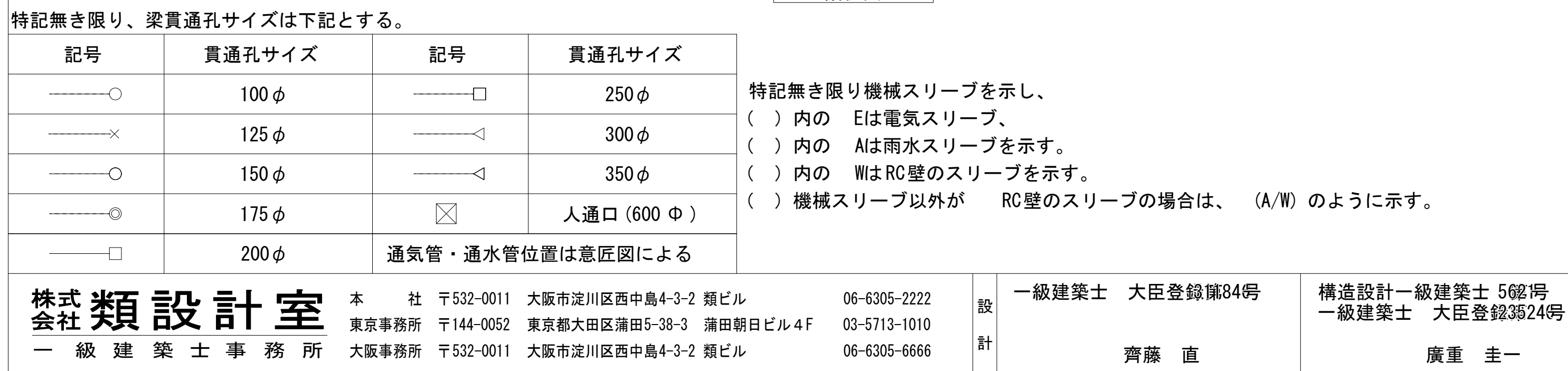
特記無き限り、梁貫通孔サイズは下記とする。

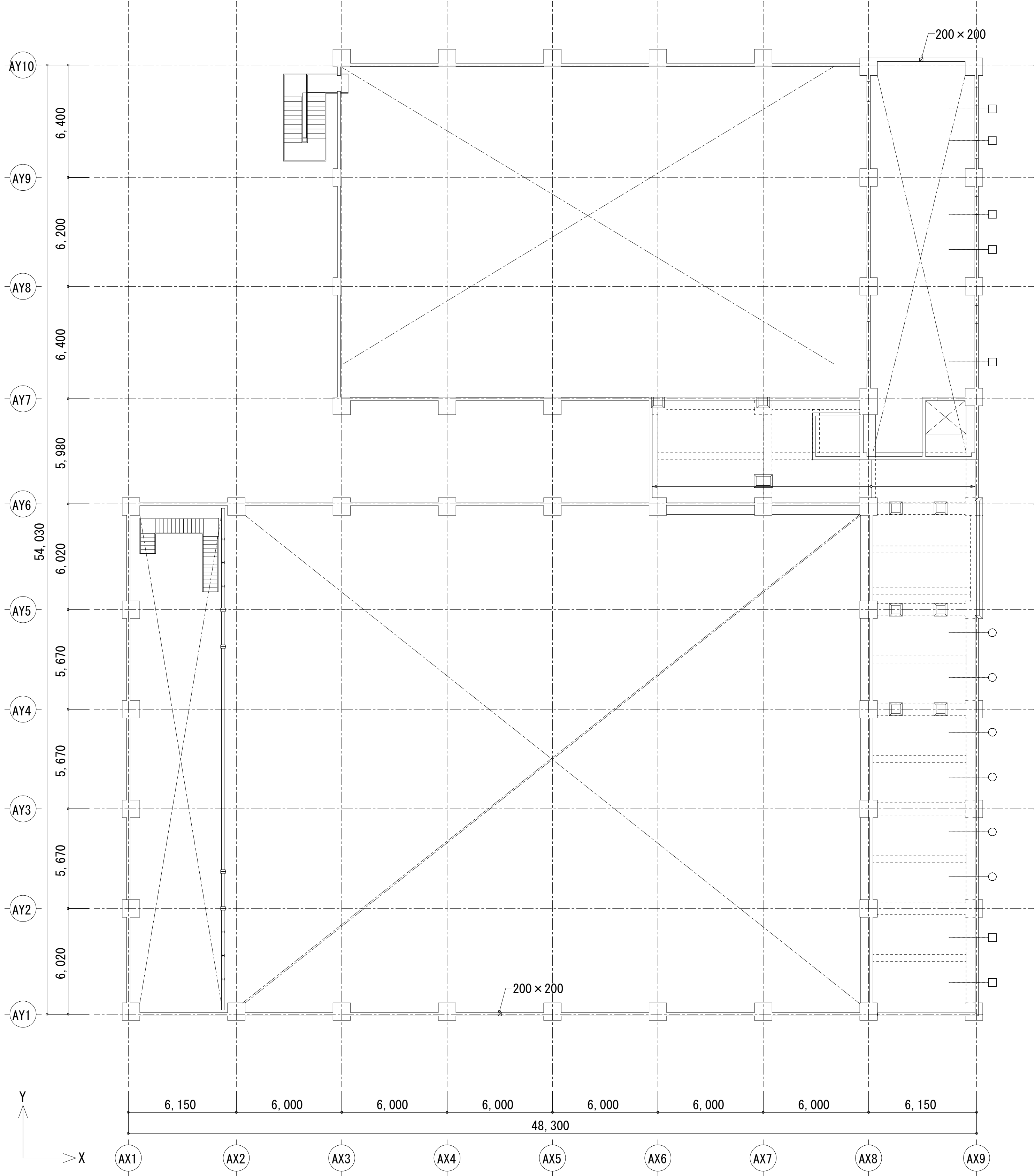
記号	貫通孔サイズ	記号	貫通孔サイズ
	100φ		250φ
	125φ		300φ
	150φ		350φ
	175φ		人通口 (600φ)
	200φ	通気管・通水管位置は意匠図による	

特記無き限り機械スリーブを示し、
() 内の Eは電気スリーブ、
() 内の Aは雨水スリーブを示す。
() 内の WはRC壁のスリーブを示す。
() 機械スリーブ以外が RC壁のスリーブの場合は、(A/W) のように示す。

Φ	個数
RFL	
100	72
125	78
150	1
175	3
200	58
250	81
RFL: 293	







4 階伏図

特記無き限り、梁貫通孔サイズは下記とする。

記号	貫通孔サイズ	記号	貫通孔サイズ
	100 φ		250 φ
	125 φ		300 φ
	150 φ		350 φ
	175 φ		人入口 (600 φ)
	200 φ	通気管・通水管位置は意匠図による	

特記無き限り機械スリーブを示し、
() 内の Eは電気スリーブ、
() 内の Aは雨水スリーブを示す。
() 内の WはRC壁のスリーブを示す。
() 機械スリーブ以外が RC壁のスリーブの場合は、 (A/W) のように示す。

Φ	個数
4FL	
150	6
200	3
250	4
4FL: 13	